

こ 支 障 第 90 号
障 発 0331 第 26 号
令和 7 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」の一部改正について

指定障害児通所支援事業者等の指導監査については、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号）に基づき、実施されているところであるが、今般、その一部を改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので、通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。